

# 市税(料)などの納付には 口座振替のご利用を

市税(料)の口座振替制度は、指定した金融機関の口座から納期限の日に自動的に期別分を引き落とす制度です。金融機関などへ納付に行く手間が省け、納め忘れがなくなるなどの利点があります。ぜひご利用ください。

## 利用できる市税(料)

市民税・都民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税  
軽自動車税(種別割)(所有する全ての車両が対象となります)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料。

## 利用できる預金種目

普通預金、当座預金、納税準備預金(後期高齢者医療保険料・介護保険料は納税準備預金の利用ができません)。

## 申し込み方法

市内金融機関で手続きができます。預貯金通帳、通帳届出印、納税・納付通知書を持参してください。また、保険年金課・介護福祉課(市役所1階)、課税課・納税課(同2階)などで配布している「口座

振替依頼書」に必要事項を記入の上、納期が到来する月の前月末までに、納税課宛てに郵送してください。市が手続きを代行します。

市外の金融機関をご利用の方や多忙のため来庁する時間がない場合などは、口座振替依頼書を郵送しますので、納税課管理係へご連絡ください。

## 手続きが必要な場所(納税課)

【手続きが必要な場所】納税課(市役所2階)、保険年金課・介護福祉課(同1階)

## 振替済みの確認

口座振替後の「振替済通知書」は送付していません。預貯金通帳を記載していただき、振替済であることを確認してください。

## 注意事項

①残高不足にご注意を!! 納期を過ぎると口座振替ができませんので、口座の残高などにご注意ください。  
②固定資産税II振替口座を登録した後に、固定資産の相続、売買などの所有権移転登記によって納税義務者が変更となる場合は、新たに口座振替の手続きをする必要があります。また、共有納税義務者(2人以上の共有名義で固定資産を所有する納税義務者)についても、共有員(共有の代表者を含む)のうち1人でも変更になった場合は、同様に口座振替の手続きをする必要があります。なお、共有員は変更せず共有持分のみ変更した場合は、口座振替の登録が継続されますので、新たに手続きする必要はありません。  
③国民健康保険税II世帯主に課税されているため、世帯員の加入状況に変更があった場合でも、世帯主が変わらない限り、口座振替は継続になります。

## 東久留米市国民健康保険税

条例の一部を改正する条例が、3年第1回市議会定例会で可決しました。  
今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、税率などについては2年度の税率などを据え置きまし(左下表参照)、国の税制改正の影響により、市の国保税収は総額約2600万円(加入者1人当たりの平均年税額ベースでは、944円の引き下げとなります)。  
市における医療費は高い水準を維持し、かつ、都への納付金額は増加し続けており、国保税だけでは追いつかない厳しい財政運営が続いています。

# 3年度国民健康保険税(国保税)の 税率などが決定しました

## 国保の財政状況

国保は国民皆保険制度の「最後のとりで」として基盤的役割を担っていますが、近年の急速な高齢化の進展や、低所得者の増加、医療費水準の高騰などの要因で国保財政は一層厳しさを増しています。平成30年度の国保制度改革により、都がともに保険者となり、財政運営の責任主体となったことから、国保財政は安定化に向けた一歩を踏み出すことができたものの、都への1人当たりの納付金額については増加の一途を辿っています(左図参照)。

## 改正の内容

市では、健康情報提供サービスQUIP(クイップ)の利用促進やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の受診率向上、柔道整復などの受診適正化などを通じて医療費の抑制に取り組んでおり、一定の効果が上げられているところですが、近年の医療費の推移は増加傾向にあります。

## 改正の背景

また、3年度に市が都に納める国保事業費納付金は約33億7000万円に上り、国保税の収支などを加味すると約6億6800万円の財源不足が見込まれますが、新型コロナウイルス感染症の影響という特殊な状況により、今後の景気の動向などについては不透明感を増しつつあることから、3年度に限り、国

# 3年度固定資産税・ 都市計画税のあらまし

## 固定資産税・ 都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、税率は1.4%です。

## 都市計画税

都市計画税は、毎年1月1日現在、都市計画区域のうち市街化区域内に土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納め、都市整備などの費用に充てられる目的税で、税率は0.24%です。固定資産税・都市計画税の税額は、

## 土地の価格・税負担

3年度は土地の評価替えの年度に当たするため、2年1月1日を価格調査基準日とした地価調査を実施し、2年7月

1日時点の地価を加味して3年度の評価額を算出しました。3年度においても税負担の公平性という観点から、個々の土地の価格に対する前年度課税標準額の割合(負担水準)の均衡化を図る調整措置(負担調整)が継続され、負担水準が一定以上の土地は税額が下がるか据え置かれます。このため、前年度より価格が下がった土地についても、税額は据え置かれる場合があります。

## 家屋の評価・税負担

3年度は家屋の評価替えの年度に当たするため、新しい評価基準により新増築分の家屋の評価額を算出し、在来分家屋もこの基準によつて見直しを行い、建築時から年数の経過に応じた減価率を反映して、3年度の評価額を算出しました。ただし、算出した新評価額が前年度を上回った場合は、前年度の評価額に据え置き、下回った場合は算出した新評価額となります。この評価額に基づき税額を算出します。

## 新築住宅の軽減適用 終了について

次の期間に新築され、固定資産税の新築軽減が適用されていた家屋は、2年度で軽減の適用期間が終了するため、3年度からは本来の税額に戻ります。

## 【対象家屋】

①平成29年1月2日~30年1月1日に建築されたものII一般住宅(次の②以外の家屋) ②平成27年1月2日~28年1月1日に建築されたものII3階建て以上の中高層耐火住宅など

## 固定資産税・都市 計画税の納税通知書 を発送します

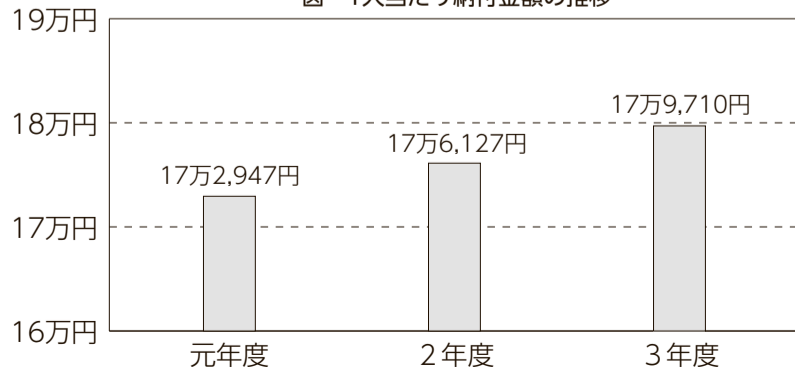
固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月上旬に発送します。第1期の納期限は5月31日(月)です。  
※課税明細書と納税通知書を1冊にまとめています。また、共有物件の納税通知書は、代表者以外の共有者にも送付していただきます。支払い用の納付書は、従来通り代表者に送付します。

表 税率等改定表

	年度	所得割率	均等割額	課税限度額
医療分	2	5.22%	3万4,300円	63万円
	3			
後期高齢者支援分	2	2.03%	1万2,800円	19万円
	3			
介護分	2	1.77%	1万4,400円	17万円
	3			

※2年度から3年度にすべて据え置き。

図 1人当たり納付金額の推移



※東京都の資料から作成。  
※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額。